

# 府中市耐震改修促進計画

概要版

令和3年度～令和7年度

平成28年度に策定した府中市耐震改修促進計画による本市における耐震化の状況を踏まえ、大阪府北部を震源とする地震（平成30年6月）でのブロック塀等の倒壊被害や、耐震改修促進法の改正（平成31年1月）、及び東京都耐震改修促進計画の一部改正（令和2年3月・令和3年3月）等を受けて、新たな耐震化の目標を設定し、府中市耐震改修促進計画を令和3年3月に策定しました。

## 計画の概要

### (1) 目的

市内の建築物の耐震化を計画的かつ総合的に促進し、市街地の防災性を高め、震災から市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを進めることを目的としています。

### (2) 計画期間

令和3年度～令和7年度 ※定期的に検証を行い、必要に応じて計画の内容を見直します。

### (3) 対象建築物

建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入より前に建築された建築物全て

## 耐震化の現状と目標

建築物の種類	現状	目標
		令和7年度
特定緊急輸送道路沿道建築物	区間到達率 95%未満の区間なし (令和2年6月末) 耐震化率 95.3% (令和2年6月末)	区間到達率 95.0%未満の解消 (達成済み) 耐震化率 96.9%
一般緊急輸送道路沿道建築物	耐震化率 86.0% (令和2年3月末)	耐震化率 90.0%
住宅	耐震化率 90.2% (平成30年9月末)	耐震化率 95.0%
民間特定建築物	耐震化率 87.4% (令和2年10月末)	耐震化率 95.0%
防災上重要な市公共建築物	耐震化率 99.0% (令和2年12月末)	耐震化率 100.0%
民間のブロック塀等	令和元年7月から支援事業開始	耐震性が不十分な塀の 総数の把握及び解消

- ※1 特定緊急輸送道路沿道建築物の令和7年度以降の目標については、都耐震改修促進計画を踏まえて、令和17年度に耐震化率100.0%とすることとします。
- ※2 住宅の令和7年度以降の目標については、国の有識者研究会の検討案を踏まえて、令和12年度に耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとします。
- ※3 その他の令和7年度以降の目標については、令和7年度の計画策定時に定めます。

## 耐震化の促進施策

### (1) 基本的な取組方針

- ・建築物の耐震化は、建築物所有者自らが取り組むことが不可欠です。
- ・市は、建築物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう技術的支援を行い、公共的な観点から、必要に応じて財政的支援を行います。
- ・市は、耐震化を促進するため、東京都及び関係団体と連携を図ります。
- ・庁内関係部門と連携により、耐震化の促進を図ります。

## (2) 耐震化の促進施策

### ■ 緊急輸送道路沿道建築物

- ・ 建築物所有者が耐震化の重要性を認識できるよう、普及・啓発及び技術的な支援を行います。
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物については、補強設計、耐震改修等の費用助成を行うことで、耐震改修促進法及び都耐震化推進条例に基づき、重点的に耐震化を促進します。
- ・ 一般緊急輸送道路沿道建築物については、耐震化の状況を把握し、耐震化に係る新たな助成制度を構築します。

### ■ 住宅

- ・ 木造戸建て住宅については、耐震化に係る普及・啓発活動及び耐震診断・耐震改修等に対する費用助成を行います。
- ・ 分譲マンションについては、耐震化に係る新たな助成制度を構築します。

### ■ 民間のブロック塀等

- ・ 民間のブロック塀等の所有者への普及・啓発活動を行います。
- ・ 民間のブロック塀等に対する耐震化助成制度を拡充・継続します。

### ■ 民間特定建築物

- ・ 民間特定建築物所有者への普及・啓発及び情報提供を行います。
- ・ 耐震改修促進法に基づく助言、指導、指示等を実施します。

### ■ 耐震化に係る普及・啓発

- ・ 広報、ホームページ、パンフレット等により情報提供を行います。
- ・ リフォーム等に合わせた耐震化への誘導を行います。
- ・ 地域活動団体と連携した取組を実施します。
- ・ 耐震改修促進税制等の普及を図ります。
- ・ 安価で信頼できる木造住宅の耐震改修工法・装置の事例紹介を行います。
- ・ 災害時要配慮者等への啓発を行います。
- ・ 東京都耐震マーク表示制度を活用します。

### ■ 相談窓口・相談体制の構築

- ・ 建築関係団体との協力による相談窓口を設置します。
- ・ 講習会等の開催による専門家の育成を実施します。

### ■ 関連施策の推進

- ・ 家具転倒防止器具等の取付事業を実施します。
- ・ 高層建築物等の外壁等、窓ガラス、屋外広告物及び特定天井の落下物防止対策を実施します。
- ・ エレベーター閉じ込め防止対策を実施します。
- ・ 住宅、建築物の新築時の建築確認及び検査を徹底します。
- ・ 擁壁の新設時等の指導を徹底します。
- ・ 液状化に関連する情報提供を行います。
- ・ 空き家の適正管理を促進します。
- ・ 感震ブレーカーの設置を促進します。
- ・ 府中市地域防災計画で指定する「優先啓開道路」の迅速な道路啓開を行います。
- ・ 耐震シェルター等の設置費用を助成します。
- ・ 長周期地震動に対する情報提供及び普及・啓発を行います。
- ・ 公共施設マネジメントの視点による公共施設の計画的な保全を推進します。

## 今後の取組

- ・ 本計画の実施状況を定期的に検証し、計画の見直し等を行います。
- ・ 国及び東京都の補助制度などを活用するとともに、協力要請及び要望を実施します。
- ・ 自治会及び関係団体と協議、連携し、市全体で耐震化の促進に向けて取り組みます。